

特許庁関係手続における押印・署名の見直しと、それに伴う代理人への影響について

令和3年度特許制度運用協議委員会

委員長 清水正憲, 副委員長 齋藤美晴, 副委員長 前田伸哉,
副委員長 中 大介, 副委員長 松永裕吉, 副委員長 関大祐,
副委員長 東野匡容, 副委員長 小貫正嗣

要 約

従来、法令等により日本国特許庁に提出する手続書面や証明書には押印が要求され、我々代理人として、出願人や権利者から押印・署名がなされた「証明書原本」を受領し、代理人の印を押印した「手続書面」に当該「証明書原本」を添付して日本国特許庁に提出することは、ごく当たり前のことであると考えていました。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染拡大は、これまで当然と考えてきた上記代理人業務の常識をも変えてしまう契機となりました。つまり、日本国特許庁において押印・署名を求めていた各種手続についての見直しが検討された結果、大部分の庁提出手続については手続書面・証明書への押印・署名が不要となりました。

一方で、従来はいわゆる「認め印」での押印も許容されてきましたが、今般、偽造による被害が大きいついて「押印を存続する手続」については、原則として実印での押印が求められ、署名についても署名者の本人確認ができる措置を求められる運用が、経過措置を経て令和4年1月1日より本格的に開始されることになりました。

そこで、今回、日本国特許庁での運用変更と代理人が留意すべき事項について概説します。

目次

1. はじめに
2. 押印・署名の見直しの考え方と全体像
3. 押印・署名が不要とされた手続について
 - 3.1 概論
 - 3.2 各論：委任状
4. 「条約（PCT）の関係で署名等が必要な手続書面」（74種）について
5. 「押印・署名が存続する手続書面」（33種）について
 - 5.1 総論
 - 5.2 出願係属中の権利に関する手続書面（8種）
 - 5.3 特許権等の移転登録に関する手続（25種）
 - 5.4 留意事項
6. 「押印」する印鑑及び証明書について ※4の手続（PCT関係手続）を除く
 - 6.1 新規に印鑑を用いる場合
 - 6.2 既に特許庁に届け出た印鑑が存在する場合
7. 「署名」について ※4の手続（PCT関係手続）を除く
 - 7.1 総論
 - 7.2 署名の本人確認に係る証明等の方法
8. さいごに（証明書の原本提出）

1. はじめに

新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい生活様式への移行、今後急速に発展するデジタル社会への対応、行政手続の更なる利便性向上を目的として、特許庁では、令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、従来法令等により押印を求めていた各種手続についての見直しの検討が行われました。そして、その検討結果を踏まえ、令和2年12月28日付で、特許庁関連の手続を規定する特許法施行規則等を含む「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行され、一部の手続を除き、押印・署名が不要となりました。さらに、令和3年6月11日、特許登録令を含む「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係政令の一部を改正する政令」及び「特許登録令施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、令和3年6月12日以降に特許庁に提出する書面において、さらに一部の手続の押印・署名が不要となりました。

その一方で、偽造による被害が大きいついて「押印

を存続する手続」については、これまで認められていた認印（届出印）での押印について、実印（実印により証明可能な「法人の代表者印」を含む）の押印が要求されることとなりました。さらに、在外者等の署名についても、署名だけではなく、本人確認ができる措置を求められることとなりました。

このように、特許庁関連手続における押印・署名の見直しは、当該手続を代理する代理人にとっても大きな影響があるため、今回留意事項を中心に概説します。

なお、本原稿は、あくまでも執筆時点で判明している情報を元に記載しており、その後の法律等の改正や特許庁の運用変更等により、記載内容が不正確となるため、代理人におかれては、必ず手続前に改めて取扱いを確認する必要がある点にご留意願います。

2. 押印・署名の見直しの考え方と全体像

特許庁では、庁提出書面について原則的に押印・署名を要求しないこととし、偽造の被害が大きい手続についてのみ押印・署名を当面は存続させる方向で見直しが行われました。その結果として、特許庁への手続書面全体（797種）の内、「押印・署名が要求される手続書面」（33種）と「条約（PCT）の関係で署名等が必要な手続書面」（74種）以外の手続書面については、令和2年12月（666種）及び令和3年6月（24種）に、庁提出書面について押印・署名が廃止されました。

なお、庁提出書面について押印・署名が不要とされた手続について、これまでと同様に押印・署名を行った書面で特許庁に対して手続を行った場合でも、手続

上有効な手続と扱われます。

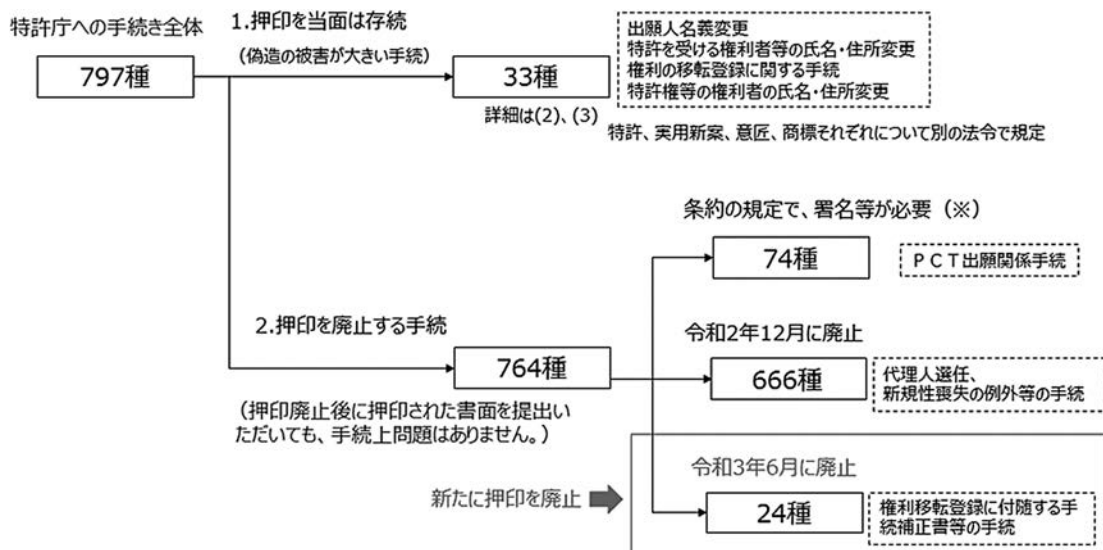
下表のとおり、多くの特許庁提出書面において、押印・署名が廃止され、特許庁の方式審査便覧、審判便覧及びWebサイトについても、その旨の改訂が順次なされています。

なお、押印・署名が不要とされた666種（令和2年12月に廃止）及び24種（令和3年6月に廃止）の書類一覧について、特許庁Webサイト等に掲載されていませんが、「押印・署名が存続する手続書面」（33種）及び「条約（PCT）の関係で署名等が必要な手続書面」（74種）以外の手続書面については、たとえ特許庁Webサイトの記載が改訂されていなくとも、押印・署名が廃止されたと考えて問題ありません。審判関係の各種手続書面（審判請求書、異議申立書、訂正請求書、訂正の承諾書、委任状等）についても、令和2年12月以降、「押印・署名が存続する手続書面」（33種）に該当する書面を除き、押印が廃止されています。

3. 押印・署名が不要とされた手続について

3.1 概論

前述2のとおり、多くの特許庁提出書面においては、押印・署名が不要となりました。繰り返しになりますが、押印・署名を行った書面（「旧様式・旧書式の書面」）にて庁提出手続を行っても有効であり、「旧様式・旧書式の書面」であることを理由に手続補正指令は行われなくなっていますので、敢えて押印・署名のない書類（「新様式・新書式の書面」）を再調製して特許庁に提出する必要はありません。



（出典：特許庁 Web サイト：<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/oin-minaos.html>）

また、今回の見直しにより多くの証明書（委任状、宣誓書等）では、押印・署名が不要な「新様式・新書式の書面」となりましたが、後述のとおり、庁手続の際には証明書の「原本」の提出が必要です。

発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

1. 公開の事実
.....

2. 特許を受ける権利の承継等の事実
.....

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。
令和2年2月24日

**押印は不要
全てタイプでOK**

株式会社発明

【証明書の例：新規性喪失の例外適用証明書】

なお、多くの特許庁提出書面においては押印・署名が不要となり、識別ラベルを貼付する必要もほぼなくなったため、識別ラベルの交付も令和2年12月に終了しています。

3.2 各論：委任状

今回の見直しにより、代理人が提出する委任状は、委任者と受任者（代理人）との間で合意し、作成されたものであり、かつ、代理人が自己の責任において提出することになるため、特許庁では、疑義がない限り、押印・署名がなくても真正な委任状として取り扱うこととなりました。

その結果、出願や審判等の手続に関する委任状については、令和2年12月28日以降、権利の移転関係手続に関する委任状については、令和3年6月12日以降、押印・署名は不要となりました。

また、上記の日後に提出する委任状についても、委任者の個人名・代表者名の「記名」は引き続き必要ですが、委任者の個人名・代表者名の記名を含めて、全て印字（タイプ印字を含む）されている場合であっても、特許庁ではこれを真正な委任状として受理されます。

なお、上記取扱いは、個別委任状であっても、包括委任状であっても変わりません。

包括委任状 令和3年2月24日

私は、識別番号100345678(弁理士)代理次郎氏をもって代理人として下記事項を委任します。

記

1.
1.
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

住所 東京都千代田区霞が関3-2-6
名称 株式会社発明
代表者 発明 次郎

**押印は不要
全てタイプでOK**

【証明書の例：包括委任状】

ただし、後述のとおり、PCT国際出願関係手続については、「条約（PCT）の関係で署名等が必要な手続書面」に該当するため、押印又は署名のない包括委任状は、PCT国際出願関係手続では援用できません。そのため、PCT国際出願関係手続にて援用を予定している場合には、包括委任状に「すべての国際出願に関する一切の件」といった文言を入れた上で、押印又は署名が必要です。なお、令和2年12月28日以降、押印に加えて署名での手続も可能となっています。

4. 「条約（PCT）の関係で署名等が必要な手続書面」（74種）について

「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則」の改正により、令和2年12月28日以降、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の願書や中間手続書類を書面で提出する際には、出願人、代理人又は共通の代表者による「押印」に加えて「署名」での手続も可能となりました。また、手続書類に証明書（委任状、譲渡証書等）の添付が必要となる場合、当該証明書についても、「押印」もしくは「署名」で手続することができます。「押印」で手続する場合はこれまでと変更ありません。前述2で示した押印・署名が不要とされた特許庁提出書面と異なり、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の願書や中間手続書類については、「押印」に加えて「署名」での手続も可能となったものであり、「押印」もしくは「署名」は必要ですのでご留意ください。

なお、「署名」は、書面に直接署名するものに限ら

ず、「署名権限のある者による手書きの署名部分をスキャン等によって画像データ化しておき、書面作成時に当該画像データを貼付し、印刷したもの」や「署名権限のある者による手書きの署名部分をゴム印等のスタンプ状にしておき、書面作成後に当該ゴム印等でスタンプしたもの」でも有効として扱われます。

また、法人の「署名」が必要な場合には代表取締役の「署名」だけでなく代表者から署名をする権限を付与されている者による「署名」も有効として扱われますが、特許庁にて署名者の権限に疑義があると判断した場合には、署名権限について照会される可能性があります。

「署名」は署名者の氏名を必ず「タイプ印字」した上で「署名」する必要があります。また、法人を代表して「署名」する場合には、署名者の氏名に加えて、署名者の属する法人名、署名者の肩書（代表取締役等）も「タイプ印字」した上で「署名」する点にご留意ください。特許庁のホームページに「良好な署名例」が掲載されていますので、「署名」に際しては適宜参照するようにしてください。

5. 「押印・署名が存続する手続書面」(33種)について

5.1 総論

偽造による被害が大きい手続に係る書面(33種)については、当面、押印・署名が存続するものとされました。さらには、これらの書面について、後述のように、押印・署名について本人確認のため、これまでの運用より要件が加重されることとなりました。

「押印・署名が存続する手続書面」(33種)には、出願係属中の権利に関する手続書面(8種：令和2年12月28日施行)と特許権等の移転登録に関する手続(25種：令和3年6月12日施行)があります。

5.2 出願係属中の権利に関する手続書面(8種)

(1) 出願人名義変更届(特実意商の4種)

特許等を受ける権利の移転に関する手続であり、証明書が偽造された場合の被害が大きい手続の代表と言えます。

そのため、「権利の承継を証明する書面」(いわゆる譲渡証書)は、譲渡人の押印・署名が引き続き必要とされるだけでなく、後述のように、「権利の承継を証明する書面」には、本人確認のために、「譲渡人」の

「実印」を押印する共に「印鑑証明書」の提出も原則として求められることになりました(譲渡人が在外者等の場合も、「署名」及び「署名証明書」等、「譲渡人」の譲渡意思を証明する書類の提出が制度上必要です(詳細は後述)。以下、5においては、実印の押印及び署名をまとめて押印として記載します)。

なお、「権利の承継を証明する書面」には「譲受人」の押印は不要です。

また、譲渡証書だけでなく、出願人名義変更手続に必要な証明書は、委任状や履歴事項全部証明書等官公庁が作成したものを除き、全て「実印」での押印が必要となります。具体的には、「持分証明書」、「会社分割承継証明書」、「同意書」等があります。複数の出願人がいる場合には、「持分証明書」や「同意書」等について、全ての出願人が「実印」を押印する必要があります。

申請書(出願人名義変更届)自体には、押印・識別ラベルの貼付は不要です。

令和3年2月24日

譲渡証書

譲受人
住所(居所) 東京都千代田区霞が関3-2-6
名称 株式会社発明
代表者 発明 次郎 殿 印 **押印不要**

譲渡人
住所(居所) 東京都千代田区霞が関3-4-3
氏名 特許 太郎 印 **実印等で押印**

下記の発明に関する特許を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

1. 特許出願の番号 特願2021-123456
2. 発明の名称 ○○○の制御方法

更に印鑑証明書の添付必要

【手続書類の例：譲渡証書】

(2) 氏名(名称)変更届(2種)及び住所(居所)変更届(2種)

特許等を受ける権利を有する者の氏名(名称)や住所(居所)の変更について、偽造を防止するために、特許等を受ける権利を有する者(特許出願人等)本人が変更届を提出する場合には、申請書(氏名(名称)変更届及び住所(居所)変更届)に、名義人(申請人)の「実印」での押印が必要とされています。

弁理士が代理人として、委任者である特許出願人等の氏名(名称)及び住所(居所)を変更するために申請する場合には、特許出願人等の押印は不要ですし、

代理人の押印も不要です。

なお、「弁理士自身」の氏名（名称）変更届や住所（居所）変更届について、押印や識別ラベルの貼付が不要な手続に変更されております。また、特許庁での弁理士の印鑑登録も廃止されましたので、「弁理士自身」に係る「印鑑変更届」も廃止されていますのでご留意ください。

5.3 特許権等の移転登録に関する手続（25種）

（1）一般承継による特許権等の移転登録申請（特実意商の4種）

特許権等の一般承継（相続、合併、会社分割）による権利移転登録申請であり、必要な証明書は、委任状、履歴事項全部証明書等官公庁が作成したものを除き、全て「実印」での押印が必要となります。具体的には、「遺産分割協議書」等の利害関係者の承諾を証明する書面や「会社分割承継証明書」等があります。

申請書（移転登録申請書）自体には、押印が不要です。

（2）特定承継による特許権等の移転登録申請（特実意商の4種）

特許権等の特定承継（譲渡）による権利移転登録申請であり、必要な証明書は、委任状、履歴事項全部証明書等官公庁が作成したものを除き、全て「実印」での押印が必要となります。具体的には、「譲渡証書」や共有権利者の「同意書」等があります。

なお、「譲渡証書」については、譲受人の押印・署名は不要です。また、譲受人（登録権利者）が単独で移転登録申請手続を行うために提出する「単独申請承

諾書」についても、譲渡人（登録義務者）の押印・署名は不要です。

申請書（移転登録申請書）自体には、押印が不要です。

（3）登録名義人表示変更登録申請（特実意商の4種）

5.2（2）の「氏名（名称）変更届（2種）及び住所（居所）変更届（2種）」と同様、登録名義人（権利者）が、自身の氏名（名称）・住所（居所）の変更の申請を行う場合には、「登録名義人表示変更登録申請書」に「実印」での押印が必要です。

弁理士が、登録名義人の代理人として、登録名義人表示変更登録申請をする場合には、本申請書に登録名義人のみならず弁理士の押印も不要です。

（4）質権設定（変更）登録申請（特実意商の4種）

特許権等に関する質権設定（変更）の登録申請であり、質権の設定、移転、変更、及び消滅等は登録が効力発生要件とされている（特許法第98条第1項第3号等）ことから、証明書面の偽造防止が求められます。そのため、「質権設定契約証書」等の証明書面には、質権設定者（登録義務者）の「実印」での押印が求められます。

申請書（質権設定（変更）登録申請書）自体には、押印が不要です。

（5）専用実施（使用）権設定（変更）登録申請（特実意商の4種）

特許権等に関する専用実施（使用）権の設定（変更）の登録申請であり、専用実施（使用）権の設定、移転、

氏名(名称)変更届 令和 3年 2月24日

特許庁長官 殿

1. 氏名(名称)を変更をした者
 識別番号 123456789
 旧氏名又は旧名称 株式会社発明
 新氏名又は新名称 はっぴょん株式会社
 代表者 発明 次郎
 電話番号 03-1234-5678

2. その他
 特願2021-123456

印鑑証明書の添付も必要

実印での押印が必要

印

氏名(名称)変更届 令和 3年 2月24日

特許庁長官 殿

1. 氏名(名称)を変更をした者
 識別番号 123456789
 旧氏名又は旧名称 株式会社発明
 新氏名又は新名称 はっぴょん株式会社

2. 代理人
 識別番号 100345678
 氏名又は名称 代理 次郎

3. その他
 特願2021-123456の出願代理人

押印は不要

印又は識別ラベル

印・識別ラベルは不要

【手続書類の例：出願人が申請する場合（左）と代理人が申請する場合（右）】

変更、及び消滅等は登録が効力発生要件とされている（特許法第98条第1項第2号等）ことから、証明書の偽造防止が求められます。そのため、「専用実施（使用）権設定契約証書」等の証明書面には、専用実施（使用）権設定者たる特許権者等（登録義務者）の「実印」での押印が求められます。

申請書（専用実施（使用）権設定（変更）登録申請書）自体には、押印が不要です。

（6） 仮専用実施権設定（変更）登録申請（特許1種）

特許を受ける権利に関する仮専用実施権設定（変更）の登録申請であり、仮専用実施権の設定、移転、変更、及び消滅等は登録が効力発生要件とされている（特許法第34条の4第1項）上、仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があったときは、その特許権について専用実施権が設定されたものとみなされる（同法第34条の2第2項）こと等からも、証明書面の偽造防止が求められます。そのため、「仮専用実施権設定契約証書」や共同出願人の「同意書」等の証明書面には、仮専用実施権設定者たる特許出願人や共同出願人等の「実印」での押印が求められます。

申請書（仮専用実施権設定（変更）登録申請書）自体には、押印が不要です。

（7） 通常使用権設定（変更）登録申請（商標1種）

商標権に係る通常使用権設定（変更）の登録申請であり、通常使用権は登録により、その商標権等をその後取得した者に対しても対抗することができる（商標法第31条第4項）ことから、証明書面の偽造防止が求められます。そのため、「通常使用権許諾証書」等の証明書面には、使用権設定者たる商標権者や専用使用権者の「実印」での押印が求められます。

申請書（通常使用権設定（変更）登録申請書）自体には、押印が不要です。

（8） 商標権分割登録申請（商標1種）及び商標権分割移転登録申請（商標1種）

商標権の分割の登録申請及び商標権の分割移転の登録申請であり、権利移転を伴わない前者であっても、商標権自体に変更を及ぼすものであるから、証明書面の偽造防止が求められます。そのため、「商標権分割証書」や「分割譲渡証書」等の証明書面には、商標権

者・分割譲渡人の「実印」での押印が求められます。

申請書（商標権分割登録申請書及び商標権分割移転登録申請書）自体には、押印が不要です。

（9） 実用新案登録に基づく特許出願による実用新案権抹消登録申請（実用新案1種）

実用新案登録に基づく特許出願をした場合における実用新案権の抹消登録の申請であり、既に登録されている実用新案権が抹消されるものであるから、証明書面の偽造防止が求められます。そのため、「実用新案権の放棄書」や「専用実施権者等の承諾書」等の証明書面には、申請人（権利放棄を行う実用新案登録権利者）等の「実印」での押印が求められます。

申請書（実用新案権抹消登録申請書）自体には、押印が不要です。

5.4 留意事項

前述のとおり、「押印・署名が存続する手続書面」（33種）以外の手続書面については、押印・署名が廃止されました。押印・署名が廃止された手続書面には、例えば、「出願取下書」、「出願放棄書」、「審判請求の取下書」、及び「抹消登録申請書（上述（3）ケ以外）」といった出願係属や権利存続自体を終了させるものや、「手続補正書」や「訂正審判請求書」等の権利内容に変更を及ぼし得るものも含まれています。

そのため、代理人としては、このような手続を代理するにあたっては、証明書面に押印・署名が必要であった従来以上に、委任者（依頼者）の意向をきちんと確認した上で、さらには後日に委任者（依頼者）との間に疑義が生じたときに備えて、委任者（依頼者）の指示内容を保管等しておくことが求められます。

また、「抹消登録申請書（上述（3）ケ以外）」について、「放棄書」には押印は要求されないものの、誤った申請による抹消を未然に防ぐため、「放棄書」に実印の押印がなく、本抹消登録申請があった場合は、申請人（申請を行った代理人）宛に特許庁から事前意思確認が郵送で行われ、権利の抹消登録申請に問題がないか否か、同封されたハガキを返信することになります。つまり、実印が押印された「放棄書」を証明書として提出する場合と比較して、実際に特許庁にて抹消登録がされるまで時間を要することとなりますので、留意が必要です。

さらには、第三者が、出願人又は権利者、さらには

代理人に成りすまして、特許庁に対し押印せずに各種手続書面を提出する可能性もあります。そのため、出願人又は権利者、及び代理人としては、電子化手数料納付の案内や受領書が届いた際には、改めて手続内容を確認する必要があります。

なお、この点、例えば J-PlataPat の RSS 機能を利用（参考 URL: https://www.inpit.go.jp/j-platpat_info/guide/faq/faq-7.html）する等により、代理人が代理している出願及び登録の現状把握を行うといった対策も考えられますが、代理人は、当該出願又は権利に関して、特許庁からの通知の受領報告も含めて、出願人又は権利者（依頼者）から依頼された手続を行うことが委任されており、出願人及び権利者自身や第三者が行った手続のモニタリングまでは委任されていないことが通常と思われます。今後、代理人がどの範囲まで受任するのか、それに要する費用等も含めて、出願人又は権利者と代理人との間で、意思疎通を図っておくことが大切です。

6. 「押印」する印鑑及び証明書について ※4の手続（PCT 関係手続）を除く

6.1 新規に印鑑を用いる場合

(1) 個人の出願人・権利者が押印する場合

譲渡証書等に「実印」を押印した上で、「印鑑証明書」（発行日から3カ月以内のもの）を提出する必要があります。個人の出願人・権利者には「実印」を持っていない方もいますが、譲渡証書等には「実印」の押印が必要となりますので、あらかじめ市区町村等で印鑑登録を行ってもらう必要があります。

印鑑証明書により本人の印であることが確認された印鑑と同じ印鑑を使用する場合には、その後の手続ごとに印鑑証明書を提出する必要はありません。

(2) 法人の出願人・権利者が実印を押印する場合

譲渡証書等に「法人の代表者印」として、法人の「実印」（登記所に登録済みの印鑑）を押印した上で、「印鑑証明書」（発行日から3カ月以内のもの）を提出する必要があります。

印鑑証明書により「法人の代表者印」であることが確認された印鑑と同じ印鑑を使用する場合には、その後の手続ごとに印鑑証明書を提出する必要はありません。

(出典：特許庁 Web サイト：<https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/iten/sonota/oin.html>)

【手続書類の例】

(3) 法人の出願人・権利者が「知的財産専用代表取締役印」等の印鑑を押印する場合

法人が、「実印」とは異なる、「知的財産専用代表取締役印」、「知的財産専用学長（総長）印」、「知的財産専用理事長印」等の「法人の代表者印」を用いることを希望する場合には、当該「法人の代表者印」を「実印」により証明する必要があります。

つまり、譲渡証書等に当該「法人の代表者印」を押印した上で、当該「法人の代表者印」を証明する「実印による証明書」及び「実印」の「印鑑証明書」（発行日から3カ月以内のもの）を提出する必要があります。「実印による証明書」だけでは認められませんので、留意してください。

当該「法人の代表者印」と同じ印鑑を使用する場合には、その後の手続ごとに印鑑証明書を提出する必要はありません。

6.2 既に特許庁に届け出た印鑑が存在する場合

令和3年12月末までは、既に届け出ている届出印での手続が可能ですが、令和4年1月1日以降は、求められた場合に「印鑑証明書」が提出できない印鑑の使用ができません。つまり、出願人・権利者が個人の場合には、「実印」による押印及び「印鑑証明書」の提出が求められますし、出願人・権利者が法人の場合には、「実印」による押印及び「印鑑証明書」の提出、あるいは、「実印」以外の「法人の代表者印」による押印に加えて「実印による証明書」及び「印鑑証明書」の提出が求められることになります。

7. 「署名」について ※4の手続（PCT関係手続）を除く

7.1 総論

令和4年1月1日以降は、譲渡証書等にされた譲渡人の「署名」についても、譲渡人の「署名の本人確認」に係る証明等が求められることになります。なりすまし防止のため、たとえ譲渡証書の譲渡人欄に、「譲渡人本人〇〇〇〇の署名に相違ありません」のような記載があり署名がされていたとしても、本人の意思確認済みの譲渡証書であると認められません。

また、「署名」は「押印」と異なり、同一の「署名」を行うことが不可能であるため、過去に「署名の本人確認」に係る証明等が行われた署名者であっても、「署名の本人確認」に係る証明等は手続ごとに提出が求め

られることが原則になります。例外として、「期限のない使用権許諾証書（商標）」のように、商標権が更新された際に同じ許諾証書（特許庁の登録印を押して返却されたもの）を繰り返し使用するような場合には、最初の使用権設定登録申請時に「署名の本人確認」に係る証明等が行われたものとして、更新時には改めての「署名の本人確認」措置は不要となります。

この「署名の本人確認」に係る証明等の方法として、(1) 代理人である弁理士及び弁護士による「譲渡人等の意思確認した旨」の記載、(2) 署名の真正性に係る認証付の譲渡証書の提出、(3) 署名証明書の提出、(4) 譲渡人本人が特許庁に来訪し呈示されたパスポート等により行う本人確認の4通りの方法がありますが、(4) は在外者である譲渡人自ら特許庁に来訪するという例外的な事例となりますので、以下(1)～(3)の方法について説明します。

7.2 署名の本人確認に係る証明等の方法

(1) 代理人である弁理士及び弁護士による「譲渡人等の意思確認した旨」の記載

弁理士又は弁護士が代理人として出願人名義変更届や特許権移転登録申請書等の手続を行う場合には、当該弁理士又は弁護士が可能な限りの本人確認措置を行うことを前提に、申請書類の【その他】欄に、「譲渡人等の意思確認をした旨」を記載することをもって、譲渡人の「署名の本人確認」に係る証明等が行われたものとして取り扱われ、(2) や (3) の証明書の提出は不要となります。

1) 【その他】欄の文言記載例については次頁参照。
(出典：特許庁 Web サイト：https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/shomei_kakunin.html)

2) 留意事項

- ・この取扱いは、弁理士又は弁護士が職務上果たすべき義務を適切に履行していること、つまり「弁理士又は弁護士による直接の確認又は現地代理人を経由した確認により、署名の真正性に関して可能な限りの確認を行うこと」を前提とした取扱いであり、手続代理人が弁理士又は弁護士である場合にのみ認められるものです。
- ・移転登録申請書の代理人欄には、様式上、弁理士又は弁護士を記載することが求められておりませんが、弁理士又は弁護士が代理人として手続を行うこ

【書類名】	出願人名義変更届
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願2021-〇〇〇〇〇〇
【承継人】	
【識別番号】	
【氏名又は名称】	▲▼ コーポレーション
【承継人代理人】	
【識別番号】	
【弁理士】	
【氏名又は名称】	□□ □□
...	
【その他】	承継人代理人弁理士□□ □□が、(現地代理人×××を通じて)、〇年〇月〇日付譲渡証書の譲渡人(△▽コーポレーション代表者〇〇)の署名に係る意思確認をした。

【出願人名義変更届の記載例】

〇〇権移転登録申請書	
1. 特許番号	第〇〇〇〇〇〇〇号
2. 登録の目的	本〇〇権の移転
3. 申請人(登録権利者)	
住所(居所)	
氏名(名称)	▲▼ コーポレーション
4. 申請人(登録義務者)	
住所(居所)	
氏名(名称)	△▽ コーポレーション
5. 代理人	
住所(居所)	
氏名(名称)	弁理士 □□ □□
...	
〇. その他	申請人代理人弁理士□□ □□が、(現地代理人×××を通じて)、〇年〇月〇日付譲渡証書の譲渡人(△▽コーポレーション代表者〇〇)の署名に係る意思確認をした。

【移転登録申請書の記載例】

とを明確にするため、上記の移転登録申請書の記載例「5」のように、

「5. 代理人

住所(居所) ……

氏名(名称) 弁理士 □□ □□」

と代理人の氏名の前に、「弁理士」又は「弁護士」と明記する必要があります。

(2) 署名の真正性に係る認証付の譲渡証書の提出

権利の承継を証明する書面(譲渡証書)に、公証人による署名の真正性に係る認証が付されている場合には、当該譲渡証書による手続をもって譲渡人の「署名の本人確認」に係る証明等が行われたものと取り扱われます。

この公証人による署名の真正性に係る認証の例としては、目撃認証・面前認証(署名者が公証人の面前で証書に署名をした旨の認証)、自認認証(署名者が公証人の面前で持参した証書の署名を自認した旨の認証)、代理認証(代理人が公証人の面前で持参した証書の署名が本人のものであることを自認した旨の認証)が挙げられます。

しかし、「譲渡証書の謄本が原本と相違ないことの認証」(いわゆる謄本認証)は、公証人による署名の真正性に係る認証としては認められませんので、現地に譲渡証書の送付を依頼するに際しては、どのような認証を譲渡証書等に付す必要があるのかについて適切に指示する必要があります。

(3) 署名証明書の提出

たとえば日本国外に居住する日本人は、印鑑証明書を取得することができないため、印鑑証明書に代わるものとして、在外公館にて申請者の署名(及び拇印)が確かに領事の面前でなされたことを証明する「署名証明書」が発給されます。

このような外国の官憲が発行した「署名証明書」や「公証人が署名者の署名について認証した証明書」についても、かかる証明書の提出をもって譲渡人の「署名の本人確認」に係る証明等が行われたものと取り扱われます。ただし、署名者の居住する国における「署名証明書」の発行に係る費用負担等の問題、国によっては当該「署名証明書」に相当する証明書の入手が困難な事情等がある場合が想定されるため、(1) 代理人である弁理士及び弁護士による「譲渡人等の意思確認した旨」の記載、又は(2) 署名の真正性に係る認証付の譲渡証書の提出によることをお勧めいたします。

8. さいごに(証明書の原本提出)

委任状や宣誓書等の証明書について押印が不要となりましたが、それに伴い証明書の「写し」の提出が認められたものではありません。そのため、引き続き証明書の「原本」の提出が必要であることについて変更はありません(特許法施行規則第1条第1項参照)。また、インターネット出願ソフトによりオンライン提出できる手続については、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第10条にて「特定手続」

として定められています。つまり、押印・署名が行われた証明書「原本」を提出するか、押印・署名が行われていない証明書「原本」を提出する必要があります。押印・署名を行った証明書の「写し」を提出しても、証明書の「原本」とは認められません。

特許庁においても、令和3年3月31日発行の「特許庁における手続のデジタル化推進計画 ～ユーザーの利便性向上と業務最適化の両立に向けて～」において、「代理人選任届に添付する委任状、新規喪失の例

外証明書等は、今般押印を廃止した（中略）ことから、申請手続のデジタル化にあたり、これら証明書については、電子申請の際に、押印されていない証明書のPDFを添付することで対応可能である。」との方向性は示されているものの、本稿執筆時点（令和3年11月上旬）では、証明書の「原本」の提出が依然として必要な点にご留意ください。

以上
(原稿受領 2021.11.1)

パンフレット「弁理士info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。一般向き。A4判22頁。

価格

一般の方は原則として無料です。
(送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室
e-mail: panf@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
電話: (03) 3519-2361(直)
FAX: (03) 3519-2706

